

○高知市契約規則

昭和40年 3月15日

規則第4号

改正 昭和42年 2月 1日規則第4号  
昭和43年 4月 1日規則第12号  
昭和45年 2月 1日規則第5号  
昭和45年 8月15日規則第42号  
昭和46年 4月 1日規則第27号  
昭和48年 9月 1日規則第64号  
昭和52年 2月 1日規則第5号  
昭和53年 1月 1日規則第7号  
昭和54年 3月31日規則第19号  
昭和54年10月15日規則第75号  
昭和55年 5月27日規則第44号  
昭和57年10月 1日規則第74号  
昭和60年 4月 1日規則第21号  
昭和62年 4月 1日規則第9号  
平成 2年 4月 1日規則第23号  
平成 9年 1月 1日規則第4号  
平成 9年11月15日規則第81号  
平成11年 4月 1日規則第21号  
平成12年 1月 1日規則第3号  
平成12年 4月 1日規則第46号  
平成16年 4月 1日規則第54号  
平成19年 4月 2日規則第53号  
平成20年 3月15日規則第69号  
平成21年 3月 1日規則第13号  
平成21年 4月 1日規則第35号  
平成22年 3月15日規則第26号  
平成23年 4月 1日規則第26号  
平成24年 1月 1日規則第1号  
平成25年 4月 1日規則第20号  
平成30年 3月 1日規則第16号  
平成30年 3月30日規則第19号

## 第1章 総則（第1条）

## 第2章 一般競争入札

### 第1節 一般競争入札参加者の資格等（第2条—第4条）

### 第2節 公告及び入札（第5条—第20条）

### 第3節 落札者の決定等（第21条・第22条）

## 第3章 指名競争入札（第23条—第29条）

## 第4章 随意契約（第30条—第32条）

## 第5章 せり売り（第33条・第34条）

## 第6章 契約の締結及び履行（第35条—第57条の2）

## 第7章 雑則（第58条・第59条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 本市の売買，貸借，請負その他の契約は，法令その他特別の定めがあるもののほか，この規則の定めるところによる。

### 第2章 一般競争入札

#### 第1節 一般競争入札参加者の資格等

##### （一般競争入札参加者の資格）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）

第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは，その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。

##### （一般競争入札参加者の資格等の告示）

第3条 市長は，政令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは，その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期，方法等について告示その他適切な方法により周知を図るものとする。

##### （一般競争入札参加者の資格の審査及び結果の通知）

第4条 市長は，前条の規定により，資格を定めた場合においては，その定めるところにより，定期又は随時に，一般競争入札に参加しようとする者の申請をまつて，その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

2 市長は，前項の審査を終了したときは，資格を有する者の名簿を作成するとともに，資格を有する者と認められた者又は資格がないと認めた者に，それぞれ必要な通知をするものとする。

#### 第2節 公告及び入札

##### （入札の公告）

第5条 市長は，一般競争入札に付そうとするときは，その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前に公告その他適切な方法により周知を図るものとする。ただし，急を要する場合においては，その期日を，3日前

までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時（公有財産売却システム（市の普通財産及び物品をインターネットを利用して売り払う仕組みをいう。以下同じ。）による一般競争入札にあつては、入札期間及び開札の日時）
- (5) 入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。）に関する事項
- (6) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を認める場合には、入札書の到着する場所及び日時
- (7) 公有財産売却システムによる一般競争入札の場合その他市長が必要と認める場合には、予定価格
- (8) 最低制限価格を設けたときはその旨
- (9) 入札の無効に関する事項
- (10) 落札者が契約を締結すべき期限
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が入札について必要と認める事項

(入札保証金)

第7条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者をして、入札前に、その者の入札金額の100分の5以上の額（公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、予定価格の100分の10以上の額で市長が定める額）の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約（普通財産の貸付契約において年又は月を単位として貸付料を定める契約を含む。）を締結する場合においては、入札保証金の額は、その都度市長が定める。

(入札保証金の納付の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加する者が、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等を含む。第39条において同じ。）又は地方公共団体との間において過去2年間に当該入札と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたつて締結し、かつ、これらの契約を誠実に履行した者であつて、その者が落札後契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他特に市長が認めたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第9条 入札保証金の納付は、国債、地方債及び次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号に規定する金融債
- (3) 市長が確実と認める社債
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (7) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が確実と認めるもの

2 市長は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 市長は、第1項第7号の銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第10条 市長は、第8条第1号の規定に該当し、入札保証金を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者から当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（小切手の現金化等）

第11条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、市長の指定する職員をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて提供された手形が満期になった場合に準用する。

（担保の価値）

第12条 第9条第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証のある債券、金融債、公社債及び市長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によつて割り引いた金額）

- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額
- (6) 市長が確実と認めるもの 市長が適当と認める金額

(入札保証金の還付)

第13条 入札保証金は、入札の終了後遅滞なくこれを還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後にこれを還付するものとする。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格（高知市財産条例（昭和39年条例第13号）第2条第1項及び第5条の2第1項の規定による財産の交換に係るものについては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。次項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等を基礎として予定するものとし、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

2 前項の規定により定めた予定価格は、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてこれを定めることができる。

(予定価格調書の作成)

第15条 市長は、前条の規定により定めた予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。

(最低制限価格の設定の範囲)

第16条 政令第167条の10第2項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めて最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる範囲内で定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合 予定価格の4分の3を下らない範囲
- (2) 工事又は製造を除く請負の契約を締結しようとする場合 市長が別に定める範囲

2 前項の最低制限価格は、予定価格調書に明記するものとする。

(入札書)

第17条 入札は、入札に付する事項ごとに入札書により行うものとする。

2 入札金額には、1円未満の端数を付けることができない。1円未満の端数を付けたものがあるときは、その端数の金額は、記載のないものとみなす。

3 前項の規定は、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約に係る単価について行う入札の入札金額には適用しない。

4 入札書を訂正し、又は文字を挿入したときは、入札者が当該箇所を押印するものとする。ただし、入札金額の訂正はできないものとする。

(入札の方法)

第18条 入札は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函<sup>かん</sup>して行わなければならない。

- 2 代理人が入札をする場合は、委任状を提出しなければならない。
- 3 入札者は、他の入札者の代理を兼ね、代理人は、2人以上の者の入札者の代理を兼ねることはできない。
- 4 郵便又は信書便による入札を認められた場合における入札書の送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名を記載すること。

(2) 前号の規定により封かんした封筒を更に封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に「入札書在中」及び「親展」の文字を記載し、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして市長が認めるものに付して入札日時までに必着させること。

- 5 市長は、前項の規定により送付された入札書を受領したときは、その日時を当該封筒の余白に記入し、押印の上、開札時まで封かんのまま保管しなければならない。

(公有財産売却システムによる一般競争入札の方法)

第18条の2 前2条の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札は、入札者又はその代理人が入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により公有財産売却システムに係る電子計算機に備えられた市長が指定するファイルに送信して行うものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、公有財産売却システムによる一般競争入札について準用する。

(入札の執行取消し又は延期)

第19条 入札の執行は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は公正な入札を行うことができない事情があると認められるときは、これを取り消し、又は延期することができる。

(無効入札)

第20条 第2条及び政令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加することができないとされた者の入札並びに次の各号のいずれかに該当する場合の当該入札者の入札は、無効とする。

(1) 入札者が談合したと認められるとき。

(2) 入札に際し不正の行為があつたとき。

(3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

(4) 同一の入札について本人及びその代理人によつて2以上の入札をしたとき。

(5) 納付すべき入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。）を納めず、又はこれが不足しているとき。

(6) 入札書の氏名その他重要な文字及び印鑑（公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札金額その他重要な事項を記録した電磁的記録）が誤脱し、又は不明なとき。

(7) 入札金額を訂正しているとき。

(8) 郵便又は信書便により送付された入札書が指定時刻までに到達しなかつたとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

第3節 落札者の決定等

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第21条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第3項ただし書の規定により、最低の価格をもつて申込みをした者を直ちに落札者とせず、政令第167条の10第1項の規定により、落札者を定める必要があると認めるときは、直ちに工事又は製造その他についての請負に係る専門職員の意見を求め、決定するものとする。

(落札者の通知)

第22条 市長は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を書面又は口頭で当該落札者に通知しなければならない。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、電磁的方法により通知することができる。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格等の告示)

第23条 市長は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について、政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、第3条の規定に準じて告示その他適切な方法により周知を図るものとする。

(指名競争入札参加者の資格の審査及び結果の通知)

第24条 第4条の規定は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について、指名競争入札参加者の資格を定めた場合に準用する。

2 前項の場合において、その資格が一般競争入札の場合と同一である等のため、前項において準用する第4条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認めるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、同条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。

(入札参加の要件)

第25条 工事又は製造の請負、物件の買入れその他の指名競争入札に加わろうとする者に必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条及び政令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていない者
- (2) 前年度の国税、都道府県税及び市町村税を完納している者
- (3) 前年度の国民健康保険料又は社会保険料を完納している者
- (4) 建設工事にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による許可を受けた者
- (5) 引き続き2年以上当該業務に従事している者。ただし、前号について市長が相当と認める学識経験を有する技術者に工事を担当させるものにあつては、この限りでない。

2 前項各号に掲げる事項については、当該官公署の証明書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認める事項については、この限りでない。

(特定の目的のために土地等を分譲する入札の参加資格等)

第26条 市長は、特定の目的に使用させるために土地又は建物を分譲する契約等について必要と認めるときは、適宜指名競争入札に参加する者の資格を定めることができる。

2 第23条及び第24条の規定は、前項の規定により資格を定めた場合に準用する。

(指名基準)

第27条 工事又は製造の請負、物件の買入れその他契約について、指名競争入札に参加する者の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、市長が別に定める。

(入札者の指名)

第28条 市長は、指名競争入札に付するときは、前条の基準により、当該指名競争入札に参加する資格を有する者のうちからなるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

2 第26条第1項の規定による指名競争入札の参加資格を有する者を対象とする指名競争入札については、前項の規定にかかわらず、その全員を指名しなければならない。

3 前2項の場合においては、第6条第1号及び第3号から第9号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(指名競争入札の公告)

第28条の2 第5条及び第6条の規定は、公募した者のうちから指名競争入札参加者を選定する方法で実施する指名競争入札に付そうとする場合に準用する。

2 前項の場合において、第5条中「一般競争入札」とあるのは「公募した者のうちから指名競争入札参加者を選定する方法で実施する指名競争入札」と読み替えるものとする。

(入札の場合の準用規定)

第29条 第7条から第22条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

#### 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の種類及び額)

第30条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えない場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約によることができる場合の手続)

第30条の2 市長は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約により締結することを予定している契約について、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約の名称及び概要
- (2) 契約締結の予定月

2 市長は、前項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約の名称及び概要
- (2) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (3) 契約締結の予定日



(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約の名称及び概要
- (2) 契約の相手方の名称及び住所
- (3) 契約金額
- (4) 契約締結日
- (5) 契約の相手方とした理由
- (6) その他市長が必要と認める事項  
(予定価格の決定等)

第30条の3 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第14条及び第15条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。

(予定価格調書の作成を省略することができる場合)

第30条の4 次に掲げる場合においては、前条に規定する予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 次条ただし書の規定により見積書を省略することができるとき。
- (2) 予定価格が30万円を超えない契約をしようとするとき。
- (3) その他特に市長が認めるとき。

(見積書の徴収等)

第31条 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を省略することができる。

- (1) 官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が法令の規定により定められているとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体と契約するとき。
- (3) 市が提示する契約に係る条件及び金額（以下「契約条件等」という。）により相手方と契約するとき。
- (4) その他見積書を徴することが適当でない認められるとき。

2 前項の見積書を徴する者を公募するときは、公告をしなければならない。この場合の公告については、入札の公告の例による。

3 第1項第3号に掲げる場合に該当し、見積書を省略するときは、相手方から当該契約条件等に対する承諾書を徴さなければならない。

(設計付見積り及び見本による見積り)

第32条 設計付見積りにおいては、設計及び見積金額により落札者を決定する。

2 見本による見積りにおいては、見本及び見積金額により落札者を決定する。

## 第5章 せり売り

(予定価格の決定等)

第33条 市長は、せり売りをしようとするときは、あらかじめ、第14条及び第15条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。

2 市長は、予定価格を決定した場合において、公正なせり売りを行うため必要があると認めるときは、その決

定した予定価格を当該せり売りの物件にこれを表示しておくことができる。

(せり売りの場合の準用規定)

第34条 第2条から第13条まで第19条及び第22条の規定は、せり売りの場合に準用する。

## 第6章 契約の締結及び履行

(契約書の作成等)

第35条 市長は、契約の相手方（以下「契約者」という。）を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約者とともにこれに記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 契約の履行期限及び履行場所
- (5) 契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）
- (6) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (7) 監督及び検査
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 契約によつて生ずる権利義務の譲渡禁止
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第36条 次に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産の売買、地上権、地役権その他の権利の設定等に係る契約については、この限りでない。

- (1) 契約金額が50万円（工事の請負にあつては、130万円）を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を既納してその物品を引き取るとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

2 契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

3 契約書又はこれに準ずる書面を作成しない場合における契約の効力発生の時期は、落札者を決定し、これを落札者に通知したときとする。

(契約締結の期間)

第37条 落札者は、市長が契約締結の時期を別に指定した場合のほか、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(契約保証金)

第38条 市長は、契約者をして、契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札の場合における契約保証金の額は当該入札保証金の額に相当する額とし、当該入札保証金を契約保証金に充当するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合においては、契約保証金の額は、その都度市長が定める。

(契約保証金の免除)

第39条 前条の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 財産の売払いの契約で売払代金が即納される時。
- (2) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (4) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらの契約をすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において契約金額が10万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) その他特に市長が認めたとき。

(契約保証金に代わる担保等)

第40条 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債、地方債及び第9条第1項各号に掲げるもの
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条において「保証事業会社」という。)の保証
- 2 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第9条第3項中「又は確実と認める金融機関の保証」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と、「又は確実と認める金融機関との間」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社との間」と、第10条中「第8条第1号」とあるのは「第39条第2号」と、「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第11条第1項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、第12条中「第9条第1項」とあるのは「第40条第1項第1号」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値

は、その保証する金額とする。

(契約保証金の増減)

第41条 市長は、既に締結した契約について契約金額を増減することとなつた場合は、その増減の割合に従つて契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を増減しなければならない。ただし、契約金額の増減が1割以内のときは、この限りでない。

(契約保証金の還付)

第42条 市長は、契約者が契約の全部を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付しなければならない。ただし、財産の売払いの契約において、契約保証金を売払代金に充当することにより売払代金が完納されることとなる場合は、契約保証金を売払代金に充当することができる。

2 第46条第1項第5号の規定に該当し、又は契約者の責めに帰することのできない事由により契約を解除した場合は、契約保証金を還付することができる。

(履行遅滞の場合の違約金)

第43条 契約者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に契約の履行をしなかつた場合は、当該履行期限の翌日から履行が終わるまでの遅滞日数につき、契約の定めるところにより違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、契約に特別の定めがある場合を除き遅滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、分割して履行しても支障がないと市長が認めた場合は、その延滞部分についてのみ徴収する。

3 前項の規定による違約金は、契約代金又は契約保証金から控除して徴収する。

4 違約金に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

(履行期限延長の承認)

第44条 市長は、契約者が履行期限内にその義務を履行できないため、履行期限の延長を求めたときは、事実を審査し、やむを得ないものと認めるときは、これを承認することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第45条 市長は、契約によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない旨を契約者に約定させなければならない。ただし、特別の必要があつて市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約解除)

第46条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約者の責めに帰すべき事由により履行期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約履行の着手を遅延したとき、又は契約の履行について不誠実の行為があると認めるとき。
- (3) 建設業法その他法令の定めるところにより営業の停止又は許可の取消しを受けたとき。
- (4) 契約の履行に際し、本市職員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 正当な理由により契約解除の申出があつたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、契約者又はその代理人がこの規則及び契約事項に違反したとき。

(7) その他市長において特に認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において市が損害を受けたときは、契約者にその損害を賠償させるものとする。

3 市長は、契約を解除した場合において、契約の履行部分が検査に合格したもの及び検査済材料に対し、相当と認める金額を交付してこれを引取ることができる。

(契約解除の通知)

第47条 市長は、前条の規定により契約を解除するときは、その旨を書面をもって契約者に通知するものとする。

2 契約者の所在が不明等のため、前項の規定による通知をすることができないときは、契約を解除する旨を公告し、当該公告の日から2週間を経過した日をもって通知したものとみなす。

(契約存立の特例)

第48条 契約を締結した後において契約者の資格に欠格があつても、市長が契約解除の手続をしない限り、その契約は有効に存立するものとする。

(契約の変更及び履行の一時中止)

第49条 市長は、契約の締結後において工事の施行上その他必要があると認めるときは、契約者と協議の上、契約を変更し、又はその履行を一時中止することができる。

(監督職員と検査職員の兼職禁止)

第50条 法第234条の2第1項の規定により監督を行う職員(以下「監督職員」という。)又は検査を行う職員(以下「検査職員」という。)は、監督の職務及び検査の職務を兼ねることができない。

(監督職員の一般的職務)

第51条 監督職員は、契約の適正な履行を確保するため、必要があるときは、工事、製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審査するものとする。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第52条 検査職員は、契約の適正な履行を確保するため、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ、当該契約に係る監督職員及び契約者の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において、必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとし、これに要する復旧費は、当該契約者の負担とする。

(検査調書の作成等)

第53条 検査職員は、前条の検査を完了したとき又は第57条の規定により完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、検査調書を作成するとともに、請求書の所定の場所に押印及びその年月日を記入しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、検査調書の作成を省略することができる。ただし、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるとき又は第57条の規定により完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、この限りでない。

- (1) 契約金額が50万円（工事の請負にあつては、予定価格が130万円）を超えない契約（次号から第5号までに掲げるものを除く。）に係る検査
- (2) 電気料、水道料その他の光熱水費に関するものの使用の契約に係る検査
- (3) 電話及び通信回線の使用の契約に係る検査
- (4) 使用料及び賃借料に関する契約に係る検査
- (5) 土地、建物等の購入契約で別途履行確認の様式があるものに係る検査  
(検査の一部の省略)

第54条 政令第167条の15第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち物件の買入りに係るもので買入りに係る単価が10万円に満たないものについては、数量以外の検査を省略することができる。

(監督又は検査を委託して行つた場合の確認)

第55条 政令第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(値引受納)

第56条 市長は、契約者の給付した契約の目的物に僅少の不備の点があつても、使用上支障がないと認めるときは、相当額を減価させて受納することができる。

2 前項の場合においては、検査調書又は請求書の欄外にその旨を記載しなければならない。

(部分払)

第57条 市長は、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつては、その既納部分に対する代価を超える約定をすることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるものにあつては、既済部分に対する代価の全額まで支払うことができる。

2 市長が特に必要があると認めた場合を除き、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分の代価が契約金額の10分の3の額に満たない場合においては、前項の部分払は、これを行うことができない。

(前金払)

第57条の2 政令附則第7条の規定による前金払は、契約金額が200万円以上の契約で、市長が財政経理上支障がないと認めたものに限り、その契約金額の10分の3を超えない範囲内において行うことができる。

2 前項の前金払額は、市長が特に必要があると認めるもののほかは、最高2,000万円を限度とする。

## 第7章 雑則

### (契約の公表)

第58条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により締結した契約又は政令第167条の2第1項第2号若しくは第5号から第9号までの規定に基づき随意契約により締結した契約のうち、特に必要と認めるものについて、別に定めるところにより公表するものとする。

### (その他)

第59条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に締結した契約で現に履行中のものについては、この規則の規定により締結されたものとみなす。

#### (他の規則の廃止)

- 3 高知市契約規則（昭和37年規則第4号）は、廃止する。

#### 附 則（昭和42年2月1日規則第4号）

- 1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に締結した契約で現に履行中のものについては、この規則の規定により締結されたものとみなす。

#### 附 則（昭和43年4月1日規則第12号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和45年2月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和45年8月15日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和46年4月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和48年9月1日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和52年2月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和53年1月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和54年3月31日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和54年10月15日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年5月27日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年3月31日から適用する。

附 則（昭和57年10月1日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規則第23号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年1月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年11月15日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年1月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月2日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月15日規則第69号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月1日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



附 則（平成21年4月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月15日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第57条の2の規定は、この規則の施行の日以後に入札する契約（入札を行わないものにあつては、同日以後に締結する契約）について適用する。

附 則（平成24年1月1日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第28条の2及び第31条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う公募した者のうちから指名競争入札参加者を選定する方法で実施する指名競争入札及び見積書を徴する者を公募する方法で実施する随意契約から適用する。

附 則（平成25年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。